

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第32号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前									
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）									
<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">議会の事務局</td><td>局長 次長 課長 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）</td></tr><tr><td>略</td></tr></tbody></table>	機関	職員	議会の事務局	局長 次長 課長 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）	略	<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">議会の事務局</td><td>局長 次長 課長 参事 <u>総務課秘書室長</u> 課長補佐 主幹（法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）</td></tr><tr><td>略</td></tr></tbody></table>	機関	職員	議会の事務局	局長 次長 課長 参事 <u>総務課秘書室長</u> 課長補佐 主幹（法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）	略
機関	職員										
議会の事務局	局長 次長 課長 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）										
	略										
機関	職員										
議会の事務局	局長 次長 課長 参事 <u>総務課秘書室長</u> 課長補佐 主幹（法制に関する事務を行う主幹に限る。） 副主幹（法制に関する事務を行う副主幹に限る。）										
	略										
備考 略	備考 略										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。